

【概要】「発電用水力設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成 28 年 5 月
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

水力発電所の水路等に関する設計や材料については、「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）」第25条及び第31条において技術的要件を定めており、「発電用水力設備の技術基準の解釈（平成21年3月3日付け原子力安全・保安院電力安全課。以下「解釈」という。）」第23条及び第33条において、当該技術的要件を満たすものと認められる規格を例示している。

今般、水力発電所の水路等にポリ塩化ビニル管及びポリエチレン管を使用する場合の材料規格及び許容応力について、日本電気技術規格委員会（以下「JES C」という。）の規格である「JES C H3004（2012）『水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力』」に規定されたことを受け、当該JES Cの規格を解釈第23条及び第33条に引用・例示する改正を行う。

なお、この解釈については、他の発電方式の設備に係る技術基準の解釈との並びを揃える観点から、経済産業省商務流通保安審議官名による文書として制定することとする。

2. 今後の予定

平成28年	5月26日	公布
	6月1日	施行